

自宅・オフィスのパソコンから**供託**ができます！

「供託かんたん申請」 御利用の手引



この手引は、「登記・供託オンライン申請」のうち「供託かんたん申請」の御利用方法について、簡単に説明したものです。

御自宅やオフィスなどのパソコンから供託を申請される際に、御活用ください(オンライン申請を初めてされる場合は、まず最初に、「申請者情報登録」を行っていただく必要があります。詳しくは、『「申請者情報登録」の手引』を御覧ください。)

◎ 御不明な点等がございましたら、お気軽に法務局までお問い合わせください。

係員が御説明いたします。



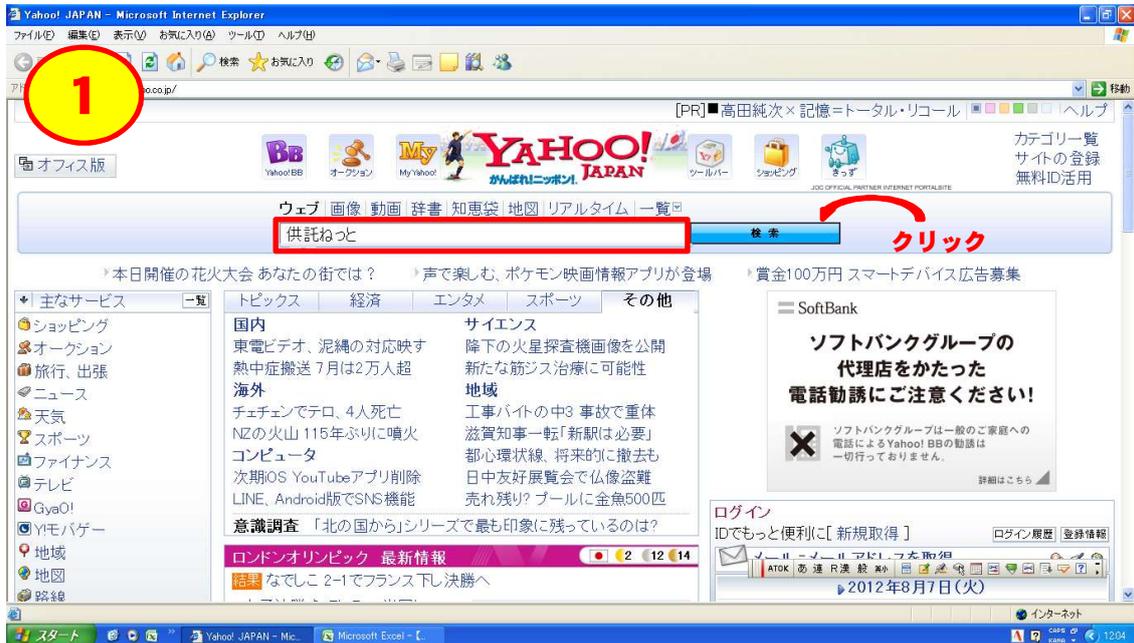
神戸地方法務局 供託課

☎ 078-392-1821(代表)

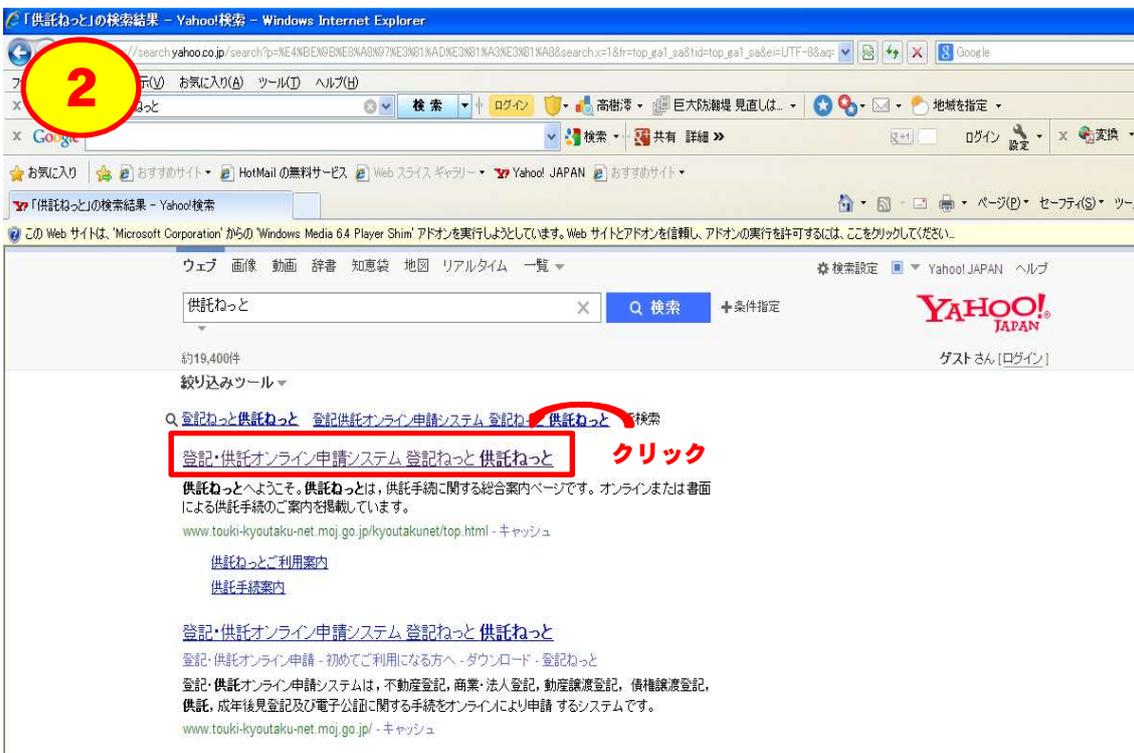
業務時間:8時30分～17時15分(土・日・祝日等を除く。)



第1 「供託かんたん申請」による供託手続



- * 検索条件を「供託ねっと」として検索してください。
- * 推奨環境は、以下のとおりです。
- * 「Google Chrome」(Windows 10の場合)、「Microsoft Edge」(Windows 11の場合)



- * 冒頭に表示されている検索結果をクリックしてください。



* 「トップページ」のタブをクリックしてください。



* 「供託かんたん申請」のボタンをクリックしてください。

【参考】
この画面を「お気に入り」に登録しておくと、次回以降、**1** ~ **3** の処理を省略することができます。



* 「申請者ID」及び「パスワード」を入力して、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(☞ オンライン申請を初めてされる場合は、あらかじめ「申請者情報登録」を行い、「申請者ID」及び「パスワード」を取得していただく必要があります。詳しくは、『「申請者情報登録」の手引』を御覧ください。)



* 使用する様式をクリックしてください。

(☞ 「地代家賃の受領拒否」であれば一番上、「給与の差押」であれば上から4番目です。)

※ 具体的な入力方法については、『申請書情報入力』の手引』を参照願います。

オンライン申請では、以下の文字を使用することができません。(例)

ローマ数字 (I、II等)、単位記号 (㎡、㎞等)、囲い文字 ((株)、(有)等)
省略文字 (No.等)、半角カタカナ、その他 (～、" 等)、JIS第3、第4水準の文字

供託書 (金銭供託) 地代家賃弁済

供託所の表示	住所又は法人所在地	住所選択	「供託所選択」をクリック
供託者の住所・氏名	氏名又は法人名	会社法人等番号 (供託者)	供託者を入力
	代表者 (資格・氏名) 又は代理人 (住所・氏名)	会社法人等番号 (代理人)	供託者が会社等の法人である場合、入力
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地		被供託者を入力
法令条項	民法第494条		当てはまる方にチェック
	契約内容	賃借の目的物 賃料 支払日 支払場所 供託する賃料	契約内容を入力 供託する賃料を入力
供託の理由	供託の事由		供託の事由 (供託をする原因) を入力
供託金額	供託金額		供託金額を入力
送付する添付書類あり			送付するものが封筒と切手以外にない場合は、チェック不要
希望される供託書正本の受取方法			「窓口」又は「送付」に応じて、該当欄をチェック
会社法人等番号			
備考			

連絡先情報 (申請者情報登録で登録された情報)

氏名	
連絡先電話番号	

通信 (連絡・コメント) 欄
供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

全ての事項の入力が完了した後、クリック

次へ 戻る (供託申請メニュー)

弁済供託 (地代・家賃の受領拒否などによる供託) をした場合、供託者は被供託者に供託したことを通知しなければならないものとされていますが、供託の際に切手を提出することにより、被供託者に通知書を送付するように法務局に請求できます。

初回は、申請書情報を全て入力していただく必要がありますが、2回目以降は、92日以内であれば前回のデータを再利用することができます。詳しくは、「第2 2回目以降の申請手続について」(10ページ)を御覧ください。

Step 1-2 入力内容の確認

8

供託書（金銭供託）地代家賃弁済

供託所の表示		神戸地方裁判所	
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山太郎	会社法人等番号（供託者） <small>※登記された法人の場合は入力をお願いします。</small>
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）		会社法人等番号（代理人） <small>※登記された法人の場合は入力をお願いします。</small>
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号	
	氏名又は法人名	乙野次郎	
法令条項			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年3月31日以前である。 ● 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年4月1日以降である（「供託の事由」を選択することによって、法令条項が表示されます。）。 			
民法第494条第1項第1号			
供託の原因たる事実	契約内容	賃借の目的物	甲県乙市丙町一丁目1番地 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建て 居室 床面積50.30平方メートル
		賃料	月50,000円
		支払日	毎月末日まで
		支払場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 被供託者住所 ○ 供託者住所 ○ その他()
	供託する賃料	令和4年9月分	
	供託の事由	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年09月07日 提供したが受領を拒否された。 ○ 受領することができない。○ 受領しないことが明らかである。 ○ 債権者を確認できない。 	
	供託金額	50000円	
	供託により消滅すべき質権又は抵当権		
	反対給付の内容		
	送付する添付書面あり		
	供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。		
	登記事項証明書を提示する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。 	
	書面の供託書正本の窓口交付を請求する。		
	● 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。		
	(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。		
会社法人等番号複数入力		<ul style="list-style-type: none"> ※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。 [入力方法] 複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。 半角12桁で入力し、: (ハイフン) は入れないでください。 (記載例) 123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。 	
備考			
	○ 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号： （申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）	

連絡先情報

氏名	
連絡先電話番号	

通信（連絡・コメント）欄

クリック



確定

戻る（申請書作成）

* 入力内容の確認画面が表示されますので、内容を確認し、間違いがなければ「確定」をクリックしてください。



- * 供託者の氏名(又は会社名等)が表示されていることを確認の上、「確定」ボタンをクリックしてください。
(☞ 自動で入力されますが、修正することもできます。)



- * 内容を確認の上、「送信実行」ボタンをクリックしてください。

証明書請求	供託申請	処理状況照会	パスワード更新	申請者情報変更	申請者情報抹消	ヘルプ	ダウンロード (ソフトウェア) (操作手引書)	ご利用環境	FAQ お問い合わせ	ログアウト
-------	-------------	--------	---------	---------	---------	-----	-------------------------------	-------	---------------	-------

Step1 申請書作成 >>> Step2 納付情報入力 >>> Step3 送信確認 >>> **Step4 送信完了**

送信された申請情報の入力内容のチェック等を行っています。

該当チェック等が終了次第、メールでお知らせします。

詳細は処理状況照会画面で確認してください。

[処理状況を確認する](#)

続けて申請される方は、画面上部のメニューから「供託申請」ボタンをクリックしてください。

* この画面になれば、申請情報の送信処理は完了です。

この先の手続は……

会社法人等番号の入力をしたとき

*** 委任状や、会社の資格証明書などを送付する必要がない場合**

- ☞ 返信用封筒(お客様の住所・氏名を記載し、切手を貼付)を速やかに法務局宛て送付してください。
- なお、⑦で「供託通知書の発送を請求する」にチェックを入れた場合(被供託者への「供託通知書」の送付を法務局に請求する場合は、**通知用の切手**についても、併せて送付してください。
- ☞ 法務局が申請情報を処理した後、供託金の納付(入金)ができるようになります。次ページにお進みください。

*** 委任状や、会社の資格証明書などを送付する必要がある場合**

- ☞ 代理人が申請する場合(⑦で供託者欄に代理人の住所・氏名を入力した場合)は、上記要領で「委任状」を送付してください。
- 委任状、資格証明書については、申請情報を送信した日から5日以内(5日目が休日の場合は、次の平日まで)に必ず法務局に到着するように送付してください。
- ☞ ⑦で「供託通知書の発送を請求する」にチェックを入れた場合(被供託者への「供託通知書」の送付を法務局に請求する場合は、**通知用切手**についても、併せて送付してください。
- ☞ **委任状等が法務局に到着した後**、供託金の納付(入金)ができるようになります。次ページにお進みください。

【送付先】(神戸地方法務局(本局)へ申請される場合)

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎 神戸地方法務局供託課

- ※ 申請をした法務局(⑦の「供託書の表示」で選択した法務局)へ送付してください。
- ※ 封筒には、申請番号(上記⑪の画面に表示されます。)を記載したメモを同封してください。

(注)「会社・法人の資格証明書」とは、具体的には次のようなものです。

- ・会社・法人の履歴事項全部証明書
- ・会社・法人の現在事項全部証明書
- ・会社・法人の代表者事項証明書

※ いずれであっても使用できますが、発行後3か月以内のものである必要があります。

※ 次ページ以降は、供託金納付(入金)の手続です。

12

uki-kyoutaku-online.moj.go.jp/web/top/SC01WL01-ViewLoginKyotaku.do

登録・供託オンライン申請システム
登記ねっと 供託ねっと

証明書請求 供託申請 処理状況照会 パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報抹消 ヘルプ ダウンロード(ソフトウェア) (操作手引書) ご利用環境 FAQ お問い合わせ ログアウト

ログイン

申請者ID, パスワードを入力してください。

申請者ID

パスワード

クリック

▶パスワードをお忘れの場合 ▶申請者IDをお持ちでない場合

初めてご利用の方は、画面上部の「ヘルプ」をご確認ください。

オペレーティングシステム (OS) 及びWWWブラウザ【かんたん証明書請求・供託かんたん申請をご利用の際の推奨環境】

Windows 8.1	Windows 10
-------------	------------

* ①～⑤の手順により、ログインをしてください。

13

供託ねっと
供託かんたん申請

証明書請求 供託申請 処理状況照会 パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報抹消 ヘルプ ダウンロード(ソフトウェア) (操作手引書) ご利用環境 FAQ お問い合わせ ログアウト

供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

手続分類	手続名
供託書	供託(金銭) 地代家賃弁済【かんたん】
	供託(金銭) 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託(金銭) 営業保証【かんたん】
	供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】
	供託(金銭) その他【かんたん】
	供託(振替国債) 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託(振替国債) 営業保証【かんたん】
取下手	取下手【かんたん】

クリック

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- ▶「申請書」の表示
- ▶「到達通知」の確認
- ▶「お知らせ」の確認
- ▶「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

* 「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。



* 「 **納付** 」ボタンをクリックしてください。

☞ 「 **お知らせ** 」が表示されている場合には、法務局からの案内がありますので、クリックして内容を御確認ください。

「インターネットバンキング」を利用して供託金を納付する場合は、「電子納付ボタン」をクリックして、納付手続を進めてください。

15	発行日時	2021年7月7日 12時34分	インターネットバンキングを利用して納付 電子納付 (金融機関種別選択画面でリンクします)
	納付状況	未納付	
	領収年月日		「電子納付」ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は「ポップアップブロック機能の設定」をお試しください。
1	* 収納機関番号	00100	ペイジーを利用して郵便局等のATM等で納付手続をする場合は、左記の情報が必要となります。 表示されている画面の内容をプリントアウト(又はメモを)して、お近くのATM等で供託金を納付してください。
	* 納付番号	1234567890123456	
	* 確認番号	112233	
	* 納付額	50,000円	
	納付期間最終年月日	2021年7月14日	

※ 期間内に入金がない場合、申請が失効してしまいますので、御注意ください。

以上で今回の申請手続は、全て完了です。

※ 入金確認後、送付いただいた返信用封筒を使用して、「供託書正本」(供託完了の証明書)を送付します。

第2 2回目以降の申請手続について

※ 2回目以降の申請は、前回の申請データを「**再利用**」できます。
(ただし、再利用ができるのは、前回の申請から**92日以内**ですので、御注意ください。)

1

ログイン

申請者ID, パスワードを入力してください。

申請者ID

パスワード

クリック ログイン 戻る(トップページへ)

▶パスワードをお忘れの場合 ▶申請者IDをお持ちでない場合

初めてご利用の方は、画面上部の「ヘルプ」をご確認ください。

オペレーティングシステム (OS) 及びWWWブラウザ【かんたん証明書請求・供託かんたん申請をご利用の際の推奨環境】

	Windows 8.1	Windows 10
--	-------------	------------

* 第1の①～⑤(1ページ～)の手順を繰り返し、ログインをしてください。

2

登記・供託オンライン申請システム
登記ねっと 供託ねっと

証明書請求 供託申請 処理状況照会 パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報抹消 ヘルプ ダウンロード(ソフトウェア)(操作手引書) ご利用環境 FAQ お問い合わせ ログアウト

供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

手続分類	手続名
供託書	供託(金銭) 地代家賃弁済【かんたん】
	供託(金銭) 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託(金銭) 当業保証【かんたん】
	供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】
	供託(金銭) その他【かんたん】
	供託(振替口座) 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託(振替口座) 当業保証【かんたん】
	供託(振替口座) その他【かんたん】
取本書	取本書【かんたん】

処理状況を確認する クリック

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- ▶「申請書」の表示
- ▶「到達通知」の確認
- ▶「お知らせ」の確認
- ▶「電子納付情報」の確認

ヘッドメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

* 「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。



* 前回送信された申請の「**再利用**」ボタンをクリックしてください。

4

供託書（金銭供託）地代家賃弁済

供託所の表示		神戸地方裁判所	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲斐乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山太郎	
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	<input checked="" type="radio"/> 入力なし <input type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 <small>※登記された法人の場合は入力をお願いします。</small>	
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲斐乙市丙町二丁目2番2号	
	氏名又は法人名	乙野次郎	
法令条項			
<input type="radio"/> 本供託の原因となる貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年3月31日以前である。 <input checked="" type="radio"/> 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年4月1日以降である。 <small>（「供託の事由」を選択することによって、法令条項が表示されます。）</small>			
供託の原因たる事実	契約内容	賃借の目的物 甲斐乙市丙町一丁目1番地 本建単層プレック鋼板ぶき平屋建で、床面積30.80平方メートル。 賃料 <input checked="" type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 年 <input type="radio"/> その他() 支払日 毎月末日まで 支払場所 <input checked="" type="radio"/> 被供託者住所 <input type="radio"/> 供託者住所 <input type="radio"/> その他()	
	供託する賃料	<input checked="" type="radio"/> 令和4年9月7日 提供したが受領を拒否された。	
	供託の事由	<input type="radio"/> 受領することができない。 <input type="radio"/> 受領しないことが明らかである。 <input type="radio"/> 債権者を通知できない。	
供託金額		50000	円
<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権又は抵当権 <input type="checkbox"/> 反対給付の内容 <input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり			
<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛に、被供託者の住所氏名を送付した郵便物手付けの封筒を、この供託書の発送後取得する申請番号を付記した上で送付してください。） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書を表示する。 <small>登記事項証明書の提示を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を表示していたく必要がありません。</small>			
<input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 <input checked="" type="checkbox"/> 書面の供託書正本の送付を請求する（この場合には、供託所宛に、返信用の郵便物手付けの封筒を、この供託書の送付後取得する申請番号を付記した上で送付してください。） <small>※登記された法人が複数ある場合には、別【入力方法】複数の会社法人等番号を入力（半角12桁で入力し、：（JA（記号列）123456789010）または、会社法人等番号（供託会社法人等番号は入力しない）</small>			
会社法人等番号複数入力			
備考			
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。			
		補正対象申請番号	
<small>（申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初期の申請番号）を入力してください。）</small>			
連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）			
氏名			
連絡先電話番号			
通信（連絡・コメント）欄 供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。			
<input type="text"/>			
		次へ	戻る（供託申請メニュー）

※ 前回のデータが表示されますので、「〇月分賃料」や「提供した日」などの変更部分を、今回の申請内容に修正してください。

チェックが外れていることを確認してください。（前回申請に補正があった場合、入力された状態で反映されます。）

クリック

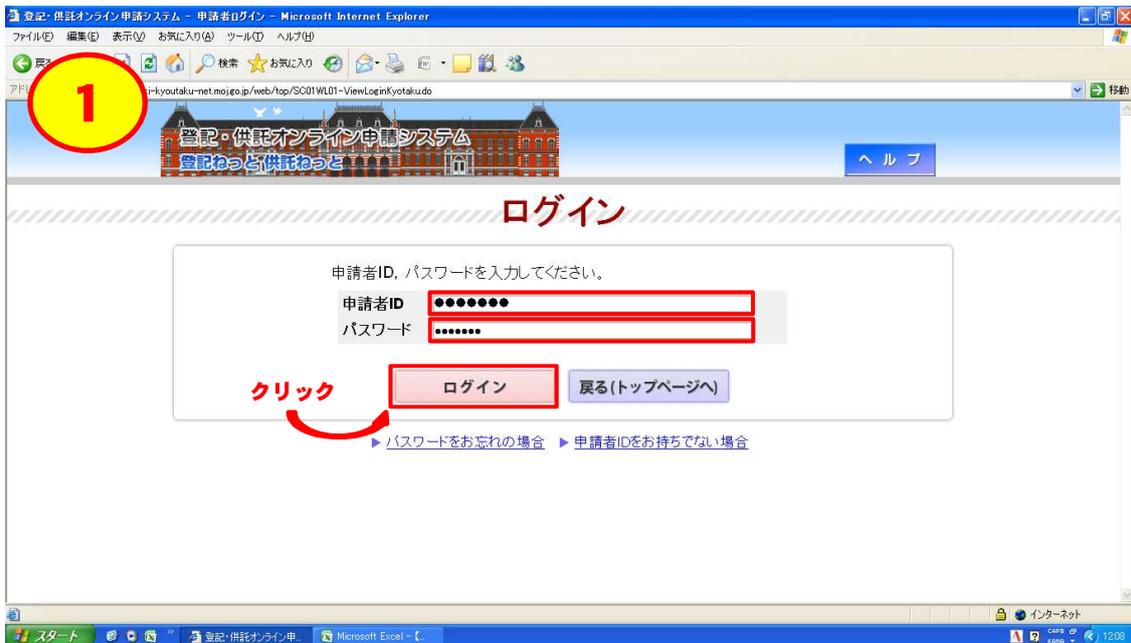
その他、入力方法等については、第1の⑦(4ページ)を参考にしてください。
また、入力完了後は、前回と同様の手順により、処理を進めてください。

2回目以降の申請についても、封筒、委任状などは、初回の申請と同様に送っ
ていただく必要がありますので、御注意ください。



第3 申請内容に補正があった場合の処理について

申請内容に**補正**(訂正が必要な箇所)があった場合の処理方法は、以下のとおりです。



* 第1の①～⑤(1ページ～)の手順を繰り返し、ログインをしてください。

手続分類	手続名
供託書	供託【金銭】地代家賃弁済【かんたん】
	供託【金銭】裁判上の保証及び仮差押、仮処分解款金【かんたん】
	供託【金銭】営業保証【かんたん】
	供託【金銭】給与債権執行【かんたん】
	供託【金銭】その他【かんたん】
	供託【振替口座】裁判上の保証及び仮差押、仮処分解款金【かんたん】
	供託【振替口座】営業保証【かんたん】
取本書	取本書【かんたん】

「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- ▶ 「申請書」の表示
- ▶ 「到達通知」の確認
- ▶ 「お知らせ」の確認
- ▶ 「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

* 「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致) 処理状況確認番号(完全一致)

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。
 ※電子納付等に関する留意事項については、こちらをご覧ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託 再利用
					到達通知	お知らせ	納付	
供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】	20150130019738001	2015/01/30 13:41:06	審査中	未登録	到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】	20130712005491001	2013/07/12 09:39:06	審査中	未登録	到達通知	お知らせ		再利用

証明書請求メニューへ 供託申請メニューへ

クリック

* 該当する申請の「お知らせ」ボタンをクリックしてください。

お知らせを表示します。
 内容を確認後、「戻る」ボタンをクリックしてください。添付ファイルを取得する場合は「取得」ボタンをクリックしてください。

以下の申請・請求に関してお知らせがありますので、ご確認ください。

<申請・請求情報>	
申請番号	20150130019738001
申請者ID	
申請者名	
手続名	供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】

1 到達日時: 2015年1月30日 17時49分

コメント: 供託者の住所について、「申請書」を「申請」と訂正してください。(補正期限:平成27年02月06日) ※補正を行う場合は、申請様式の末尾の「補正のコメントを受理したので補正申請として申請する」をチェックし、補正対象申請番号(初回申請の申請番号)を入力して申請を行ってください。

戻る(処理状況照会)

補正内容を確認

クリック

* 補正の内容が表示されるので、確認の上、「戻る」をクリックしてください。

補正の内容については、係員から電話等で御説明させていただく場合があります。

5

Step1 処理状況照会

Step2 照会内容確認

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致) [] 処理状況確認番号(完全一致) [] 検索

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。
 ※電子納付等に関する留意事項については、こちらをご覧ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託 再利用
					到達通知	お知らせ	納付	
供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】	20150130019738001	2015/01/30 13:41:06	審査中	未登録	到達通知	お知らせ		再利用
供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】	20130712005491001	2013/07/12 09:39:06	審査中	未登録	到達通知	お知らせ		再利用

証明書請求メニューへ 供託申請メニューへ

コピー (又はメモ) クリック

- * 該当する申請の「申請番号」をドラッグしてコピー(又はメモ)した上、「再利用」ボタンをクリックしてください。

「申請番号」は、次の画面で入力する必要があります。

6

供託書(金銭供託)地代家賃弁済

供託所の表示		神戸地方方法務局	供託所選択
供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	甲東乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山太郎	会社法人等番号(供託者) []-[]-[]-[]-[] ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名) 又は 代理人(住所・氏名)	<input checked="" type="radio"/> 入力なし <input type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人	会社法人等番号(代理人) []-[]-[]-[]-[] ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
被供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	甲東乙市丙町二丁目2番2号	
	氏名又は法人名	乙野次郎	
法令条項	<input type="radio"/> 本供託の原因となる貸借契約の締結日(又は直近の合意更新日)が2020年3月31日以前である。 <input checked="" type="radio"/> 本供託の原因となる貸借契約の締結日(又は直近の合意更新日)が2020年4月1日以降である (「供託の事由」を選択することによって、法令条項が表示されます。) 民法第494条第1項第1号		

- * 補正前のデータが表示されますので、該当事項を修正してください。

7

供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。

登記事項証明書を提示する。
 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。
 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。
 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

会社法人等
 番号
 複数入力

備考

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号 20220907019738001
 (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)

連絡先情報 (申請者情報登録で登録された情報)

氏名

連絡先電話番号

通信 (連絡・コメント) 欄
 供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

*「補正のコメントを受領したので～」の左にチェックを入れるとともに、申請番号を入力(⑤(15ページ)でコピーしたデータをペースト)し、「次へ」をクリックしてください。

その後、第1の⑧～⑪(5～7ページ)と同様の処理を行ってください。